

議第 8 2 号「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」についてご説明申し上げます。

「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」については、「豪雨災害から県民の皆さんの命と財産を守り、将来にわたって安心して、安全に、滋賀県に住み続けていただきたい」との強い思いから、9 月県議会に提案させていただきました。

県議会では、慎重な議論の結果、「住民や地元への説明が不十分である」などの理由から、継続審議となりました。

9 月県議会以降、関係地域への説明を行ってまいりました。地元説明会でいただいたご意見から、検討すべき事項を整理しますと、1 つ目は、「台風 1 8 号で浸水被害を受けた地域や、『地先の安全度マップ』で水害リスクが高いことが明らかとなった地域での河川整備の重点化、河川の維持管理の充実」でございます。2 つ目は、「関係住民の意見反映と地域の合意形成を前提とした浸水危険区域の指定」、3 つ目は、「浸水危険区域における建築制限に関する罰則規定についての慎重な適用」の主に 3 点に集約されます。

これらの検討事項を踏まえ、より良い条例とするため一部修正を行い、改めて提案させていただくものでございます。

主な修正内容については、5 点ございます。1 点目は「基幹的対策として河川整備の着実な実施を目指していくこと」、2 点目は「浸水危険区域の名称を浸水警戒区域に変更すること」、3 点目は「浸水警戒区域の指定にあたり、水害に強い地域づくり協議会の位置づけを明確化し、客観的な評価をいただくために、審議会を設置すること」、4 点目は「罰則については当分の間適用しないこと」、5 点目は「流域治水に関する施策の実施状況の議会への報告」などでございます。

温暖化の進行などにより、いつ起きるか分からない甚大な水害被害から県民の皆さんの生命と財産を守るため、本条例の制定について本議会で議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。